
公安委員会規則

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第5号

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会公印規則（昭和33年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則」を「、この規則」に改める。

第2条中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改める。

第3条中「（以下「本部」という。）」を削る。

別表高知県公安委員会印の項中「運転免許証の」を「運転免許証及び運転経歴証明書の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新
高知県公安委員会公印規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 高知県公安委員会の公印（以下「公印」という。）の制式、管守及び使用については、別に定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（公印の種類等）

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、管守責任者及び用途は、別表に定めるところとする。

（公印の設置）

第3条 高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う許可、認可その他の行政処分等に関する事務を処理する高知県警察本部及び警察署に公印を置くことができる。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法（mm）	管守責任者	用途
高知県公安委員会印	略				
	高 公 委	ゴシック	長径 10 短径 3	運転免許センター長 警察署長	運転免許証及び運転経歴証明書備考欄記載用並びに安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の記載事項の訂正用
	略				
略					

旧
高知県公安委員会公印規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 高知県公安委員会の公印（以下「公印」という。）の制式、管守及び使用については、別に定めのある場合を除くほかこの規則の定めるところによる。

（公印の種類等）

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、管守責任者及び用途は、別表のとおりとする。

（公印の設置）

第3条 高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う許可、認可その他の行政処分等に関する事務を処理する高知県警察本部（以下「本部」という。）及び警察署に公印を置くことができる。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法（mm）	管守責任者	用途
高知県公安委員会印	略				
	高 公 委	ゴシック	長径 10 短径 3	運転免許センター長 警察署長	運転免許証の備考欄記載用並びに安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の記載事項の訂正用
	略				
略					